

難聴高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

聴力機能の低下が見られる高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。



購入する前に申請が必要です。交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。

※助成金申請額が当該年度の予算上限に達した場合、交付申請の受付を終了します。

【対象者】

北名古屋市に住所を有する65歳以上の方で、次のすべてに該当する方

- 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法に規定する医師が、補聴器の装用が必要と判断した方
- 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する方（4月～6月の申請については、前年度の市民税が非課税世帯である方。申請月により参照する課税年度が異なります。）
- 労働者災害補償保険法その他の法令の規定に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等でない方

【助成金額】

左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器本体及び付属品の購入費の2分の1に相当する額（上限：3万円） ※100円未満切捨て

（除外するもの）診察料、検査料等の受診費用、文書料、補聴器の修理、保守、電池交換に係る費用及び付属品のみの購入等に係る費用

【対象機器】

助成の対象となる補聴器は、医療機器認証を取得した補聴器及び付属品（電池、充電器及びイヤモールド）のみ

【助成までの流れ】

① 書類を入手

市役所高齢福祉課にて相談

対象者要件（非課税、手帳なし等）に該当すれば、その場で書類（申請書、意見書）をお渡しします。

② 医療機関を受診

医療機関は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師に限ります。

書類（意見書）を持参し医療機関を受診し、書類を医師に書いてもらってください。

※医療機関は、市内外を問いません。市内の対象医療機関は次のページを参照

③ 補聴器を選ぶ

補聴器販売店で医師の意見書に基づいた補聴器を選び、見積書をもってください。

※見積書の宛名は対象者氏名にしてください。購入品名称も記載が必要です。

※補聴器販売店は、市内外を問いませんが、専門的な設備や専門知識・技術を持った者がいる補聴器販売店で購入することが望ましいです。また、助成対象となるのは、医療機器認証を取得した補聴器及び付属品（電池、充電器及びイヤモールド）です。

④ 書類を市役所へ提出

必要書類を持参し、市役所高齢福祉課（東庁舎1階③窓口）に提出します。

- 北名古屋市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
- 規定する医師が、対象者の聴力検査を実施した上で交付した北名古屋市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書（作成日から3月以内であるもの）
- 医師意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
- 助成対象者の属する世帯全員の市町村民税の額が確認できる書類（市が確認できない場合）

⑤ 交付決定

書類内容を審査後、市から決定（却下）通知が届きます。

決定した場合は、請求書も同封します。

⑥ 補聴器を購入

見積りを発行した補聴器販売店で補聴器を購入し、**領収書**をもらってください。

※領収書の宛名は対象者氏名にしてください。購入日、購入品名称も記載が必要です。

⑦ 書類を市役所へ提出（請求）

請求書（対象者口座）と**領収書**を市へ提出

→指定口座へ振込

※ 3月31日までに⑦までを完了してください。

遅れますと、助成できない場合がありますので、購入するまでに要する期間等、あらかじめ補聴器販売店とご相談ください。

※ 受診費用、文書料など、申請にかかる費用は全額自己負担となります。

※ 医療機関で検査した結果、身体障害者手帳の交付対象となる難聴の程度であった場合は、本事業の対象ではないため、身体障害者手帳申請のための「医師意見書」が必要となります。身体障害者手帳取得に関しましては、社会福祉課へご相談ください。

※ 過去5年以内にこの事業による助成を受けている方は対象となりません。

【市内の対象医療機関】

病院名	住所	電話番号
みやもと耳鼻咽喉科	北名古屋市鹿田西村前 43 番地	0568-24-8733
よしの耳鼻咽喉科	北名古屋市久地野北浦 100 番地 1	0568-23-1212
もりべ耳鼻咽喉科クリニック	北名古屋市鹿田坂巻 135 番地 1	0568-25-2121

申請・問合せ先

北名古屋市役所 高齢福祉課 高齢者福祉担当 電話 0568-48-0169